



全農薬通報

No.242

平成18年 4月20日

..... も く じ

◎ 組合からのお知らせ

第230回理事会

教育安全委員会

経済活動委員会

総務委員会

IT・広報委員会

植物防疫研修委員会

◎ 組合員異動

◎ 主な行事予定

◎ 退任挨拶 前 統括部長 加藤 五郎 氏

◎ 全農薬ひろば

全国農業協同組合=東京都千代田区内神田3-3-4(全農薬ビル)〒101-0047/電話(03)3254-4171(代表)
FAX (03)3256-0980

回							
覧							

組合からのお知らせ

1. 第230回理事会

(1) 日 時 平成18年4月13日(木) 13:30~17:00

(2) 場 所 全農薬会議室

(3) 議 題

議決事項

① 組合員脱退について

協議事項

① 平成18年度地区会議報告と次年度について

② ランネート微粒剤F(1Kg)の販売について

③ 役員改選について

④ ポジティブリスト制度の施行への対応について

⑤ その他

報告事項

① 中間決算報告について

② 全農薬ビル5階入居について

③ 各委員会活動状況報告

④ その他

(4) 出席者 松木理事長 羽隅副理事長 理事 監事 事務局

2. 教育安全委員会

(1) 日 時 平成18年4月13日(木) 11:00~12:30

(2) 場 所 全農薬会議室

(3) 議 題

① 今年度モデル県活動について

② 平成18年度地区会議状況について

③ 安全協賛助会員について

④ 今後の防除衣、排気弁マスクの取扱について

⑤ その他

(4) 出席者 北濱副委員長 武田 宇野 金井 安達各委員 事務局担当者

3. 経済活動委員会

(1) 日 時 平成 18 年 4 月 13 日 (木) 11:00~12:00

(2) 場 所 全農薬会議室

(3) 議 題

① ランネット微粒剤 F 1Kg の取扱について

② スナップショットの販売促進について

(4) 出席者 鈴木副委員長 池田 松村 事務局担当者

4. 総務委員会

(1) 日 時 平成 18 年 4 月 13 日 (木) 11:00~12:00

(2) 場 所 全農薬事務所

(3) 議 題

① 取引基本契約書の改訂について

② 全農薬職員定年の定めと退職金給与規程について

(3) 出席者 木幡副委員長 三枝委員 事務局担当者

5. IT・広報委員会

(1) 日 時 平成 17 年 4 月 13 日 (木) 11:00~12:00

(2) 場 所 全農薬事務所

(3) 議 題

① 農薬の発注システムに関するアンケート集計結果と今後について

② その他

(3) 出席者 大森委員長 松田副委員長 事務局担当者

6. 植物防疫研修委員会

(1) 日 時 平成 18 年 3 月 22 日 (水) 15:00~17:00

(2) 場 所 日本植物防疫協会会議室

(3) 議 題

① 第 64 回植物防疫研修会（1 月開催）の反省について

ア. アンケート結果のまとめ

イ. 試験結果

ウ. その他

② 第 65 回植物防疫研修会（9 月開催）について

ア. 開催日程 9 月 21 日（木）～9 月 27 日（水）の 7 日間

イ. 時間割、講師関係について

ウ. その他

③ 平成 17 年度の経費内訳について（報告）

④ その他全般について

(4) 出席者 加藤部長 刈屋技術顧問

7. (社)緑の安全推進協会運営委員会

(1) 日 時 平成 18 年 3 月 14 日（火） 15：00～17：30

(2) 場 所 (社)緑の安全推進協会 会議室

(3) 議 題

① 平成 17 年度第 2 回理事会付議事項について

ア. 平成 17 年度事業の経過及び収支概算見込報告

イ. 平成 18 年度事業計画案及び収支予算案報告ならびに暫定予算案

ウ. 平成 18 年度収支予算決定までの暫定予算（案）の承認

エ. 会員の入会及び退会

オ. 各委員会委員の交代及び選任

カ. 事務所の移転について

キ. その他

② 10 周年記念事業について

・実施時期 ・実施内容 ・役割分担 ・スケジュール ・その他

③ その他

(4) 出席者 弓削参事

8. (社)農林水産航空協会 第136回理事会及び第97回総会

(1) 日 時 平成18年3月16日(木) 14:00~

(2) 場 所 日本海運倶楽部 会議室

(3) 議 題

① 議案審議

ア. 平成17年度予算更正に関する件

イ. 平成18年度事業計画決定に関する件

ウ. 平成18年度収支予算決定に関する件

エ. 平成18年度会費の分担及び徴収方法決定に関する件

オ. 平成18年度借入金の借入最高限度額決定に関する件

カ. 平成18年度役員報酬の総額決定に関する件

② 報告事項

会員の退会に関する件

(4) 出席者 弓削参事(代理)

9. (社)緑の安全推進協会 平成17年度第2回理事会

(1) 日 時 平成18年3月29日(水) 13:30~15:30

(2) 場 所 日本橋倶楽部会館 4F

(3) 議 題

① 平成17年度事業の経過及び収支概算(見込)報告の件

② 平成18年度事業計画(案)報告の件

③ 平成18年度収支予算(案)報告の件

④ 平成18年度収支予算決定までの間の暫定予算(案)承認の件

⑤ 会員の入会及び退会の件

⑥ 役員報酬に関する件

⑦ 各委員会委員の交代及び選任について

⑧ その他

- (4) 出席者 松木理事長（理事として） 刈屋技術顧問（監事として）

10. （財）残留農薬研究所第79回理事会及び第41回評議員会

- (1) 日 時 平成18年3月28日（火） 14:30～16:30

- (2) 場 所 法曹会館

- (3) 議 題

- ① 平成18年度事業計画及び収支予算に関する件
- ② 平成18年度借入金の最高限度額決定に関する件
- ③ 役員報酬に関する件
- ④ 寄付行為の改正に関する件
- ⑤ その他

- (4) 出席者 松木理事長（理事として） 羽隅副理事長（監事として）

弓削参事（評議員会へ）

11. 組合員異動

[代表者変更]

- 株式会社 ベルデ九州 (福岡県)

新：金子 邦昭

旧：西尾 哲志

- 株式会社 ランドサイエンス (鳥取県)

新：宮本 隆夫

旧：遠藤 道紀

[住所表示変更]

- 株式会社 和農 (和歌山県)

新：和歌山県岩出市西野123番地の1

旧： 〃 那賀郡岩出町西野123番地の1

郵便番号並びに電話、FAX番号は変更ありません

- 宮本商事株式会社 (千葉県)

新：千葉県香取市佐原イ4149

旧： 〃 佐原市佐原イ 4149

郵便番号並びに電話、FAX 番号は変更ありません

○ 東海物産株式会社北陸支店 (石川県)

新：石川県白山市福留町 448-1

旧： 〃 松任市 〃 〃

郵便番号並びに電話、FAX 番号は変更ありません

[支部長変更]

○ 栃木県

新：森川 正明 カネコ種苗栃宇都宮支店

旧：篠原 康夫 第一アグリ栃

1 2. 「農薬－安全適正使用ガイドブック 2006」の訂正

当組合が編集発行している「農薬－安全適正使用ガイドブック 2006」に訂正事項がありましたのでお知らせします。

* 23 頁中段（登録番号 20342 号 アドマイヤー顆粒水和剤 バイエルクロップサイエンス、登録番号 20343 号 クミアイアドマイヤー顆粒水和剤 クミアイ化学、登録番号 20746 号 三共アドマイヤー顆粒水和剤 北海三共の 3 剤についての「適用作物・適用病害虫・雑草、使用時期、使用量、使用回数」欄）に、下記の内容が欠落していますので、追加訂正をしてご利用下さい。

追加事項：

- 稲（箱育苗）、〈移植 2 日前～移植当日/1〉、イネドコロイムシ・イネミスゾウムシ・ウンカ類・ツマグロヨコバイ、500 倍、0.5ℓ/箱、苗の上から灌注
- うめ・すもも、〈2 1/2〉、アブラムシ類、10000 倍、200～700ℓ
- ぶどう、〈2 1/2〉、フタテンヒメヨコバイ・チャノキイロアザミマ、10000 倍、200～700ℓ
- マンゴー、〈1 4/2〉、アザミマ類、10000 倍、200～700ℓ

1 3. 農薬適正使用に係る指導の特別強化について

食品衛生法の改正によるポジティブリスト制度の施行まで 1 ヶ月余りとなりましたが、標記について農林水産省から連絡がありましたので 9 頁に掲載します。

14. タバココナジラミ、シルバーリーフコナジラミの農薬登録上の名称の統一について

タバココナジラミ及びシルバーリーフコナジラミについて農薬登録上の取扱が変更された旨の連絡がありましたので、12頁に掲載します。

15. PCP及びPCNB製品回収の受付終了と情報センターの開設について

平成18年3月31日をもって、製品回収の受付が終了されましたが、今後の製品発見に対する相談窓口として、下記情報センターが開設されましたので連絡します。

PCP製品情報センター (フリーダイヤル 0120-35-3694)

PCNB製品情報センター (フリーダイヤル 0120-69-8480)

得意先への連絡には14頁の文書をご利用下さい。

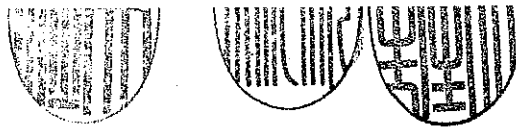
16. 無人ヘリコプター防除飛散低減対策リーフレットについて

(社)農林水産航空協会が発行、関係者に配布されましたのでご参考までに添付します。

このリーフレットの余部が事務局にありますので、ご希望の方はご連絡下さい。

17. 「農薬中毒の症状と治療法」の資料及びポスターについて

第11版が農薬工業会より刊行されました。本資料は(社)緑の安全推進協会ホームページに掲載されます。



17消安第13309号

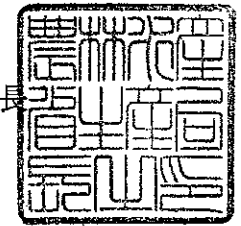
平成18年3月27日

全国農薬協同組合理事長 殿

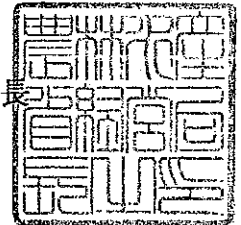
農林水産省 消費・安全局長



農林水産省 生産局長



農林水産省 経営局長



農薬適正使用に係る指導の特別強化について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留農薬基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）が平成18年5月29日付けで施行されることを踏まえ、農林水産省では、これまでも、同制度に係る説明会、リスクコミュニケーション等の各地での開催、地域において取り組むべき農薬飛散影響防止対策のための体制整備及び農薬の飛散影響防止対策を取りまとめた通知（「農薬の飛散による周辺農地への影響防止対策について」（平成17年12月20日付け消費・安全局長、生産局長、経営局長通知。以下「三局長連名通知」という。））の発出、飛散防止対策の手引きの作成・配布等、制度の周知及び対策の徹底を図ってきたところです。

一方、ポジティブリスト制度の施行まで二ヶ月余りとなり、農業生産活動が本格化する時期を迎えるに当たり、生産現場においては、地域ごとの栽培体系に応じた農業者間における農薬使用の調整や指導等、よりきめの細やかな農家への指導の徹底が求められているところです。

このため、農林水産省においては、関係部局及び関係団体等で構成する農薬適正使用指導強化協議会を設置し、今後の指導体制や指導方法等についての検討を踏まえ、別紙のとおり「農薬適正使用に係る指導の特別強化について」を定め、指導の強化を図ることとしたので、御了知いただくとともに、特段の協力をお願いします。

なお、都道府県知事には、農政局等を通じ、別添のとおり通知しているので、申し添えます。

農業適正使用に係る指導の特別強化について

1. 指導体制の強化

(1) 都道府県段階における取組の強化

- ① 三局長連名通知に基づき整備した都道府県の指導体制において、改めて農薬、病虫害防除指導、生産振興及び普及担当の行政部局、農業者団体等の連携強化を図り、地域ごとに巡回指導チームの編成、整備を促し、地域における積極的な指導を推進する。
- ② 地域組織ごとに編成する巡回指導チームの構成員に対して、ポジティブリスト制度、飛散防止対策等農業者への指導に必要な事項についての情報提供の充実を図り、地域における指導の徹底を図る。
- ③ 地域における巡回指導チームの活動状況を把握し、取組の弱い地域を中心に一層の取組強化を図る。

(2) 地域における指導体制の強化

- ① 三局長連名通知に基づき整備した地域組織において、病虫害防除所及び普及指導センターが中心となり、JAの農薬・防除指導担当及び各農作物の生産指導担当が連携して巡回指導チームを編成し、農業者を対象とした講習会の開催、巡回指導の実施等により積極的に農業者への周知・指導を進める。
- ② 地域組織においては、巡回指導チームを通じて、三局長連名通知の別紙の2の「個々の農業者が行う農薬の飛散影響防止対策等」について、改めて周知・指導を徹底する。
- ③ その際に、同対策の(2)の指導に当たっては、隣接するほ場に栽培されている農作物の組み合わせに応じて共通して使用可能な農薬に係る情報や農薬使用に当たってドリフト低減型ノズルを使用する等採用可能な飛散防止対策・技術に係る情報等具体的な情報を基にして、適切な農薬の選択や農薬の散布方法等についてのきめ細かな指導を行う。また、必要に応じ、隣接するほ場で農作物を作付けしている農業者間における使用農薬の種類や時期について調整や指導を行う。
- ④ 農業者からの相談に対して迅速に回答できるよう、各地域の普及指導センターやJAにおいて相談窓口を設置する。また、農業者に対し、当該相談窓口を設置したことを周知するとともに、ポジティブリスト制度の趣旨・内容、農作物ごとの飛散防止対策・技術、使用農薬の選択等について指導する。

2. 地域における相談に迅速に対応するネットワークの構築

インターネット等を活用し、各地域の指導機関（普及指導センターやＪＡ等）と農薬適正使用指導強化協議会関係機関（（社）全国農業改良普及支援協会、全国農業協同組合連合会及び農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室をいう。以下同じ。）との間で情報の共有化を図るためのネットワークを構築する。

また、同ネットワークを活用し、各地域の指導機関に設置されている相談窓口において対応困難な相談や質問の農薬適正使用指導強化協議会関係機関への集約、農薬適正使用指導強化協議会関係機関における早急な回答の作成、各地域の指導機関への配付等迅速な対応を図る。

事務連絡
平成18年2月21日

北海道農政部食の安全推進室食品政策課長
各地方農政局消費・安全部安全管理課長
沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課長

殿

農林水産省消費・安全局
農産安全管理課 農薬対策室長

タバココナジラミ、シルバーリーフコナジラミの農薬登録上の
名称の統一について

このことについて、今後、タバココナジラミ、シルバーリーフコナジラミの農薬登録上の名称について別紙のとおり統一して取り扱うことといたしましたので、ご了知頂くとともに都道府県への周知をお願いします。

なお、ラベルに記載する適用害虫名については、当該農薬の再登録などの際に、逐次修正されていくこととなります。

- 1 現在、農薬登録上のコナジラミ類の適用害虫名としては、①コナジラミ類、②タバココナジラミ（以下、「タバコ」という。）、③シルバーリーフコナジラミ（以下、「シルバー」という。）、④オンシツコナジラミが記載されています。
今般、形態は「シルバー」と区別できませんが、遺伝子判別技術による解析によれば、タバココナジラミのバイオタイプQの可能性が高いコナジラミ（以下「バイオタイプQ」という。）が問題となっています。
なお、この遺伝子解析法によれば、「シルバー」については、タバココナジラミのバイオタイプBとの提案もなされています。
- 2 このように、昆虫分類学において、「タバコ」及び「シルバー」について、種名を別種として取扱うかどうか分類学上確定した状況にないことを踏まえ、現在、「タバコ」または「シルバー」として適用害虫名の登録のある農薬については、今後、害虫名を「タバココナジラミ類（シルバーリーフコナジラミを含む）」に名称を統一することとします。
これを受け、「タバコ」に登録がある場合、「シルバー」にも使用可能となります。同様に、「シルバー」に登録がある場合、「タバコ」にも使用可能となります。（なお、「コナジラミ類」、「オンシツコナジラミ」の取扱いについては、従来通りであり、変更はありません）
- 3 また、「バイオタイプQ」の防除には、当該作物の適用害虫として「コナジラミ類」又は「タバココナジラミ類（シルバーリーフコナジラミを含む）」に登録のある農薬が使用可能となりますが、この害虫名の統一がなされるまでの間は、「タバコ」又は「シルバー」に登録のある農薬も使用可能となります。
ただし、「バイオタイプQ」は、これら農薬に抵抗性を有する場合がありますので、都道府県等が防除指導する際には、抵抗性の有無等を十分に確認する必要がありますので、ご留意下さい。

平成18年4月

PCP及びPCNB製品回収の受付終了と製品情報センターの開設について

PCP剤及びPCNB剤製品回収については、平成18年3月末までに回収センターによる回収が終了し、平成18年4月1日より、製品の処理は所有者の責任において実施されることになりました。

しかし、両製品とも処理方法等が周知できないことから、製品情報センターを開設し、所有者への情報提供を通じ、下記のとおり適切な運搬ならびに処理をサポートするとしています。

つきましては、今後も製品の発見・処理にご協力いただきたくお願い申し上げます。

記

1.平成18年3月31日をもって、製品回収センターの受付を終了致しました。

また、平成18年4月1日以降、PCNB製品回収センターのフリーダイヤル(0120-39-1321)は使用できなくなっています。

2.平成18年4月1日より、1年間を目途に製品情報センターを開設致します。

お問合せいただければ、製品所有の皆様に必要な運搬・処理に係る適切な情報を提供させていただきます。

①PCP製品情報センター フリーダイヤル 0120-35-3694
(平日の9時～17時の受付)

②PCNB製品情報センター※ フリーダイヤル 0120-69-8480
(留守番電話24時間対応)

(PCNB製品情報センター)

※留守番電話にて24時間対応いたしておりますので、「郵便番号・ご住所・お名前・電話番号・商品名と登録会社名・数量」をお知らせください。後日、PCNB製品の運搬・処理に係る情報等について、電話または文書(郵送)にてご案内致します。

※なお、お問い合わせの際に登録いただきました個人情報、PCNB製品の運搬・処理に係る情報提供のためだけに利用させていただきます。

以上

— 全農薬での思い出 —

前全農薬 統括部長 加藤 五郎

私は去る3月末日を以って全国農薬協同組合を定年退職いたしました。

昭和54年11月途中入社以来、在職期間26年余は長い長い道程のようにも感じ、反面職務を終えてみれば、瞬く間の出来事のようにも感じます。

これとって取柄のない小生が、終着まで大過なく勤務し得たのも組合員をはじめ関係各位、そして職場の同僚の皆さまのお陰を被るところ計り知れなく、今更ながら深く感謝いたしております。

在職中は主として販売事業と安全協活動に携わって参りました。その間仕事を通じて多くの方々との交流を得て、気心を通じ合うことが出来、感慨深いものがあります。

私が入社した当時は大型殺菌剤、ダイセン、ジマンダイセンの最盛期でありましたが、そう長くは続きませんでした。平成に入り、主力のジマンダイセンが併売方式に切り替わってから、扱い高は年々下降線をたどりました。併売に入り、果してどれくらいの年間実績になるのか、不安を抱えながら受注状況に一喜一憂したものでした。加えて協力を示して下さる会員さんの姿勢が身に染みて感じるようになったのもこの頃からでした。

当時の背景の一端として、組合員数（支店を含む）がピークに達したのが昭和60年頃で375社だったのを記憶しております。しかしこれを期に、あたかも系統の農協合併と同時進行するような形で卸業の再編、統廃合が相次ぎ、毎年のごとく組合員数の減少を見ました。

一方、社会現象として環境問題等が既に話題となっており、農薬安全使用運動が不可欠であるということから、全国農薬安全指導者協議会が昭和54年1月に結成されました。以後、特別会員、県卸商組合等のご協力のもと、安全協会員（農薬安全コンサルタント）を中軸にした農薬安全使用運動が行政、業界状勢に即応しながら活発裡に展開され、四半世紀余に亘って継続されていることが、全農薬組織およびその存在を大きなものに行っていることは周知の通りです。また、賛助会員各位の物心両面における強力なご支援が支えになっていることは申すまでもありません。

私は、安全協の面では、安全協県幹事、会員との連絡係、県支部からの報告書類のとりまとめが主な仕事

でした。幹事各位に於いては、日常仕事を抱え乍ら、寸暇を惜しんで役割を全うしている熱意を受け、本当に頭が下がる思いでした。

月並みの言葉を借りれば、継続は力なりとありますが、これからも益々のご活躍を願っております。

この辺でおしまいにしたいところですが、もう一つ植防研修会にまつわる話になりますが、これも自分にとって大きな思い出です。

私が入社した明るる年、第12回（冬期）から研修会のお世話を命じられ、その任に長年当たってきました。東北の出で人前で話をするのが大の苦手でしたが、好むと好まざるに拘わらずやらざるを得ません。随分と修業の場になりました。

現在のオリンピック青少年センターが平成12年に完成しましたが（建築は宿泊棟から優先し、施設の使用を妨げない配慮がなされました）、それ迄は老朽化した施設で、今とは雲泥の差、冷暖房が夜中に切れるという不完備、更に当時のセンターの規則は厳しく、我々引率者もそれなりに受講生と接しなければなりません。

毎晩9～10時にかけて各部屋を見廻り、人数の確認、飲酒をしていないか、ピリピリと緊張の連続でした。今思いおこして、あそこまでやらなければいけなかったのか、受講生もストレスがたまり、寛ぐ時間が必要なのに、良い方法はなかったかと自省心が頭をよぎります。

しかし不祥事が発生し、センターが知るところとなれば、伝統ある研修会はジ・エンドになる事態に常さらされていました。若かりし頃でしたから任務遂行に懸命だったので、そういう思いがないまぜになって、ほろ苦く、また懐かしいものがあります。

当時の受講生の皆さん、この拙文を読まれた方は、遠い過去の引率者の偽らざる気持ちですのでご理解ください。

以上、全農薬勤務26年間、強く印象に残ったことを思うがまま書かせて頂きました。

さて、第2の人生に入り20日余り、取り組んでみたいものはありますが、生来スロースターターが持ち味の小生、心身共「サンデー毎日」にならないよう、己れ自身を律していくと共に再構築するチャンスと思っております。

組合員、社員の皆様、関係各位の皆様、いろいろと有難うございました。

ご健勝とご活躍を心から祈念申し上げます。